

1. 件名：日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定
変更認可申請に関する面談

2. 日時：令和3年6月24日（木）13時30分～13時55分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間核燃料施設審査部門付、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、

鈴木安全審査専門職

日本原燃株式会社

埋設事業部 埋設計画部長、他7名

東北電力株式会社

原子力本部原子力部 副長

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 放射線管理グループ マネージャー

中国電力株式会社

電源事業本部 放射線安全グループ 副長

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー

5. 要旨：

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の今後の保安規定変更認可申請について、以下のとおり面談を実施した。

(1) 日本原燃株式会社から、以下の説明があった。

- ・6月23日の原子力規制委員会で審査結果の取りまとめが行われた廃棄物埋設事業変更許可申請書において変更した事項で現行の保安規定の廃棄物受入れ基準に定められていない事項があるため、事業変更の許可が下りた時点から、現行の保安規定に基づく廃棄物の受入れができなくなる。事業変更許可から事業変更許可申請書に整合した保安規定の変更認可までの期間を短縮するため、事業変更許可を待たずに保安規定変更認可申請を行いたい。
- ・保安規定の変更が必要な事項のうち、比較的早急に変更認可が必要と考えている事項（1、2号廃棄物埋設施設における廃棄物の受入れ及び埋設制限並びに3号埋設設備の構築等）について、先行して申請を行うこととしたい。

(2) 原子力規制庁から、主に以下のコメントを行った。

- ・保安規定の変更認可申請を妨げるものではないが、現時点で申請されたとしても保安規定の変更認可は事業変更許可後となること。また、事業変更許可申請に補正が生じた場合には、必要に応じて保安規定変更認可申請についても補正を行うこと。
- ・現在申請中の廃棄物埋設事業変更の内容で保安規定変更が必要な内容に対して、どのように分割申請する予定なのか、その計画を示すこと。

6 . 提出資料

なし

以上